

(第104号議案)

中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第20条 (略)				第1条～第20条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表(第12条、第18条関係)				別表(第12条、第18条関係)			
1 中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ				1 中野区中部スポーツ・コミュニティプラザ			
(1) 団体使用				(1) 団体使用			
単位時間	限度額			単位時間	限度額		
	施設名				施設名		
	屋外運動広場	体育館	多目的ルーム		屋外運動広場	体育館	多目的ルーム
午前9時30分～午前11時30分	5,000円	6,200円	800円	午前9時30分～午前11時30分	6,000円	7,400円	1,000円
午前11時45分～午後1時45分	5,000円	6,200円	800円	午前11時45分～午後1時45分	6,000円	7,400円	1,000円
午後2時～午後4時	5,000円	6,200円	800円	午後2時～午後4時	6,000円	7,400円	1,000円
午後4時15分～午後6時15分	5,000円	6,200円	800円	午後4時15分～午後6時15分	6,000円	7,400円	1,000円
午後6時30分～午後8時30分	5,000円	6,200円	800円	午後6時30分～午後8時30分	6,000円	7,400円	1,000円
備考 附帯設備の使用に係る限度額は、屋外運動広場の照明設備にあっては、当該照明設備の使用に要する時間1時間までごとに400円とし、当該照明設備以外の附帯設備にあっては、単位時間ごとに230円とする。				備考 附帯設備の使用に係る限度額は、屋外運動広場の照明設備にあっては、当該照明設備の使用に要する時間1時間までごとに500円とし、当該照明設備以外の附帯設備にあっては、単位時間ごとに230円とする。			

(2) 個人使用

単位時間	限度額
	施設名
	トレーニングルーム
1時間以内	一般（高校生以上）100円

備考 単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につき単位時間1時間以内の限度額とする。

2 中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ

(1) 団体使用

ア 体育館及び多目的ルーム

単位時間	限度額	
	施設名	
	体育館	多目的ルーム
午前9時30分～午前11時30分	8,600円	1,000円
午前11時45分～午後1時45分	8,600円	1,000円
午後2時～午後4時	8,600円	1,000円
午後4時15分～午後6時15分	8,600円	1,000円
午後6時30分～午後8時30分	8,600円	1,000円
午後8時45分～午後10時45分	8,600円	1,000円

備考 (略)

イ 温水プール

(2) 個人使用

単位時間	限度額
	施設名
	トレーニングルーム
2時間以内	一般（高校生以上）400円

備考 単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間2時間（2時間に満たない場合は、2時間とする。）につき単位時間2時間以内の限度額とする。

2 中野区南部スポーツ・コミュニティプラザ

(1) 団体使用

ア 体育館及び多目的ルーム

単位時間	限度額	
	施設名	
	体育館	多目的ルーム
午前9時30分～午前11時30分	10,200円	1,200円
午前11時45分～午後1時45分	10,200円	1,200円
午後2時～午後4時	10,200円	1,200円
午後4時15分～午後6時15分	10,200円	1,200円
午後6時30分～午後8時30分	10,200円	1,200円
午後8時45分～午後10時45分	10,200円	1,200円

備考 (略)

イ 温水プール

区分	単位時間	限度額
1コース	1時間以内	2,400円
全コース	1時間以内	14,500円

(2) 個人使用

単位時間	限度額	
	施設名	
	トレーニングルーム	温水プール
1時間以内	一般（高校生以上）100円	一般（高校生以上）200円 中学生以下100円

備考

- 1 (略)
- 2 トレーニングルームに係る単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につき単位時間1時間以内の限度額とする。
- 3 (略)
- 3 中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ

(1) 団体使用

ア 体育館

単位時間	限度額		
	平日	土曜日	日曜日及び休日
午前9時～午後0時	18,400円	22,200円	22,200円
午後1時～午後5時	25,600円	30,900円	30,900円
午後6時～午後8時30	19,700円	23,700円	35,500円

区分	単位時間	限度額
1コース	1時間以内	2,900円
全コース	1時間以内	17,300円

(2) 個人使用

単位時間	限度額	
	施設名	
	トレーニングルーム	温水プール
2時間以内	一般（高校生以上）400円	＝
1時間以内	＝	一般（高校生以上）350円 中学生以下200円

備考

- 1 (略)
- 2 トレーニングルームに係る単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間2時間（2時間に満たない場合は、2時間とする。）につき単位時間2時間以内の限度額とする。
- 3 (略)
- 3 中野区鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ

(1) 団体使用

ア 体育館

単位時間	限度額		
	平日	土曜日	日曜日及び休日
午前9時～午後0時	21,900円	26,400円	26,400円
午後1時～午後5時	30,500円	36,800円	36,800円
午後6時～午後8時30	23,400円	28,200円	42,300円

分(日曜日及び休日において、午後9時45分)			
午後9時～午後10時30分	<u>8,400円</u>	<u>10,000円</u>	—

備考 (略)

イ 温水プール

区分	単位時間	限度額
1コース	1時間以内	<u>2,500円</u>
全コース	1時間以内	<u>17,500円</u>
子供用プール	1時間以内	<u>1,800円</u>

ウ 多目的ルーム

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	<u>800円</u>
午後1時～午後3時	<u>400円</u>
午後3時30分～午後5時30分	<u>400円</u>
午後6時～午後8時30分(日曜日及び休日において、午後9時)	<u>600円</u> (日曜日及び休日においては、 <u>800円</u> )
午後9時～午後10時30分(日曜日及び休日を除く。)	<u>400円</u>

備考 (略)

エ 第一会議室

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	<u>400円</u>
午後1時～午後5時	<u>600円</u>
午後6時～午後8時30分(日曜日及び休日)	<u>400円</u>

分(日曜日及び休日において、午後9時45分)			
午後9時～午後10時30分	<u>10,000円</u>	<u>11,900円</u>	—

備考 (略)

イ 温水プール

区分	単位時間	限度額
1コース	1時間以内	<u>3,000円</u>
全コース	1時間以内	<u>20,800円</u>
子供用プール	1時間以内	<u>2,100円</u>

ウ 多目的ルーム

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	<u>910円</u>
午後1時～午後3時	<u>520円</u>
午後3時30分～午後5時30分	<u>520円</u>
午後6時～午後8時30分(日曜日及び休日において、午後9時)	<u>770円</u> (日曜日及び休日においては、 <u>910円</u> )
午後9時～午後10時30分(日曜日及び休日を除く。)	<u>520円</u>

備考 (略)

エ 第一会議室

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	<u>520円</u>
午後1時～午後5時	<u>770円</u>
午後6時～午後8時30分(日曜日及び休日)	<u>520円</u>

おいては、午後9時)	
午後9時～午後10時30分(日曜日及び休日を除く。)	<u>200円</u>

備考 (略)

オ ミーティングルーム

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	<u>400円</u>
午後1時～午後3時30分	<u>300円</u>
午後4時～午後6時30分	<u>300円</u>
午後7時～午後9時	<u>300円</u>

(2) 個人使用

ア 体育館

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	各単位時間1回につき 一般(高校生以上) <u>300円</u> 中学生以下 <u>100円</u>
午後1時～午後5時	
午後6時～午後8時30分(日曜日及び休日においては、午後9時45分)	
午後9時～午後10時30分(日曜日及び休日を除く。)	

イ 温水プール

単位時間	限度額
1時間以内	一般(高校生以上) <u>200円</u> 中学生以下 <u>100円</u>

おいては、午後9時)	
午後9時～午後10時30分(日曜日及び休日を除く。)	<u>260円</u>

備考 (略)

オ ミーティングルーム

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	<u>520円</u>
午後1時～午後3時30分	<u>390円</u>
午後4時～午後6時30分	<u>390円</u>
午後7時～午後9時	<u>390円</u>

(2) 個人使用

ア 体育館

単位時間	限度額
午前9時～午後0時	各単位時間1回につき 一般(高校生以上) <u>360円</u> 中学生以下 <u>170円</u>
午後1時～午後5時	
午後6時～午後8時30分(日曜日及び休日においては、午後9時45分)	
午後9時～午後10時30分(日曜日及び休日を除く。)	

イ 温水プール

単位時間	限度額
2時間以内	一般(高校生以上) <u>600円</u> 中学生以下 <u>280円</u>
1時間以内	一般(高校生以上) <u>300円</u> 中学生以下 <u>140円</u>

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例別表1(1)の表に掲げる施設(屋外運動広場の照明設備を含む。)、同条例別表2(1)の表に掲げる施設及び同条例別表3(1)の表に掲げる施設について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の別表1(1)の表、別表2(1)の表及び別表3(1)の表の規定を適用した額とする。

備考 (略)